

ID: 3088

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	造林に必要な行為の命令(択伐及び間伐に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	森林法 第38条第3項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第38条第3項の規定による。 (監督処分) 第38条 3 都道府県知事は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日